

各務原市子ども食堂・子ども宅食 支援事業補助金募集案内

子どもが健やかに育成される環境と高齢者、障がい者等を含む地域住民の交流拠点の整備を促進するため、各務原市内で子ども食堂・子ども宅食を運営する団体に対して、補助金を交付します。

1 応募について

補助金の利用を希望される場合は、計画の内容をお伺いし、地域住民の交流拠点となるか、継続が可能な事業であるかなど確認しますので、お早めにご相談ください。

2 申込の手続き

申込にあたっては、「申請書類一覧」で示す書類の提出が必要です。

書類の様式については、子育て応援課で配布しているほか、市ウェブサイトからもダウンロードが可能です。

※申込書類を子育て応援課にご持参ください。（郵送不可）

※応募にあたっては、事前に子育て応援課へのご相談をお願いします。

○「申請書類一覧」

提出書類
①各務原市子ども食堂・宅食支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
②事業実施計画書（様式第2号）
③収支予算書（様式第3号）
④団体調書（様式第4号）
⑤誓約書（様式第5号）
⑥定款・会則その他の規定（任意様式）

申請書の書類（様式）は、
市ウェブサイト（www.city.kakamigahara.lg.jp）からダウンロードできます。

ホーム > 子育て・教育 > 子育て支援・相談 > 子ども食堂・子ども宅食 >
「子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金 活用団体を募集」

市ウェブサイト二次元コード ➡



3 補助対象団体

次の要件を全て満たす団体です。

- 定款、会則その他の規程等を備えていること。
- 各務原市内において子ども食堂・子ども宅食を運営している、または補助金の交付の申請をする年度内に子ども食堂・子ども宅食を開始する予定があること。
- 団体の構成員は、主に子ども食堂・子ども宅食を開始・運営する地域の住民であること。
- 補助事業とその他の事業等に係る経費を区別し、収支を明らかにできること。
- 団体及び団体の代表者が市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- 子ども食堂・子ども宅食を実施する際に、営利行為及び特定の政党もしくは政治活動または宗教活動を行わないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 補助要件

補助対象となるのは、子ども食堂・子ども宅食それぞれの事業で、次の要件を全て満たす事業です。

子ども食堂

●主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯の高校生以下の子ども及びその保護者であること。(その他世帯の子どもや高齢者、障がい者等が子ども食堂を利用することもできます。)

※支援を必要とする子ども…いつもひとりで食事をしている子ども、病気やケガ、介護など、家族に食事を作れない事情のある子ども、カップラーメンやレトルト食品など、栄養が不十分な食事が多い子ども など

- 緊急時における利用者の連絡先を本人の同意を得た上で確認すること。
- 利用者が20人未満の場合は、その過半数が子どもであること。利用者が20人を超える場合は、そのうち10人以上が子どもであること。
- 1食当たりの料金は、無料または実費相当程度とすること。(子ども以外の利用者については実費相当程度)。
- 定期的かつ平均月1回以上開設すること。(ただし、公立小中学校の長期休業中のみの場合は、年間で8回以上、子どもの学習支援事業と連携開催する場合にあっては当該年度の年度末までに4回以上開催すること。)
- 1回当たり、平均10食以上の食事の提供を行うこと。
- 子ども食堂の開設時には、常駐の責任者を配置すること。
- 岐阜保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受けるなど衛生管理を行うこと。

- 利用する子どもとその保護者に食物アレルギーを確認すること。
- 利用者と事業従事者を対象にした傷害保険やボランティア保険に加入するなど、安全確保に努めること。
- 食事の提供のみでなく、学習面での支援やレクリエーション活動の場の提供をするよう努めること。
- 少なくとも、補助事業の完了の日から1年以上は子ども食堂の運営を継続する見込みがあること。（長期休業中のみの場合は、翌年度も実施する見込みがあること）
- 子どもが幅広く参加でき、かつ、高齢者や障がい者などを含む地域住民がボランティアまたは利用者として参加できるように広報などを行うこと。
- 適正な運営を図るため、年に1回以上子どもの利用者の保護者と地域の代表者から意見を聴く場を設けること。

※地域の代表者…自治会長、民生委員・児童委員、シニアクラブ、子ども会に携わる方 など

子ども宅食

- 主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯の高校生以下の子ども及びその保護者であること。
- ※支援を必要とする子ども…いつもひとりで食事をしている子ども、病気やケガ、介護など、家族に食事を作れない事情のある子ども、カップラーメンやレトルト食品など、栄養が不十分な食事が多い子ども など
- 緊急時における利用者の連絡先を本人の同意を得た上で確認すること。
- 毎月1回以上実施すること。
- 食品等の配布のみならず、利用する子どもや家族への聞き取り等により、子どもや家庭の状況を把握し、その内容を毎月市へ報告すること。
- 少なくとも、補助事業の完了の日から1年以上は子ども宅食の運営を継続する見込みがあること。

※次の要件に該当する場合は、対象外となります。

- 宗教活動、政治活動等を目的とする事業
- 営利を目的とする事業
- 子ども食堂・子ども宅食の開始・運営に関し、他の補助金、助成金などを受けている事業

※前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により前項各号の要件を満たすことができない場合は、別途協議の上、市長が認めるときに限り、補助対象とすることができます。

5 補助事業実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月上旬（※補助金を年度末に支払うため）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、交付決定をした日の属する月の初日から当該年度3月までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

開始に係る経費	報償費（交通費を含む。）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、役務費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（開始及び事業内容の拡充に係る経費に限る。）
事業内容の拡充に係る経費	
運営に係る経費	

※子ども食堂・子ども宅食の実施に要したことが明示できる経費に限ります。

※次に掲げる経費は対象外となります。

- 開始・拡充時の施設改修費
- 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費
- 団体の構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費
- 備品購入費のうち、カメラ、ビデオ、パソコンその他子ども食堂・子ども宅食以外での利用が認められるもの

6 補助限度額

補助額は、以下の表に掲げるとおりです。

開始又は拡充される事業	30万円
既存の事業	20万円

※運営に係る経費は支出額（賄材料費などの運営費）から収入額（参加料や寄付金等）を控除した額（実支出額）、または子ども食堂については、当該年度内に開催した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額となります。

※1団体1年度につき1回限り、通算して5回までです。

7 交付決定

決定した補助金交付団体及び補助金額を「補助金交付決定通知書」により応募団体に通知します。

8 事業の変更・中止

補助金の交付決定後の事業・代表者等の変更や中止については、あらかじめ各務原市の承認が必要となりますので、事業変更や中止をする前に子育て応援課へご連絡およびご相談ください。

9 実績報告書

年度内最後の事業終了後 30 日以内または、「申請書類一覧」で示す書類の提出が必要です。

必要事項を記載いただき、子育て応援課までご提出ください。

○「申請書類一覧」

提出書類
①各務原市子ども食堂・宅食支援事業実績報告書（様式第9号）
②収支決算書（様式第10号）
③利用者数、配置スタッフ等報告書（様式第11号）
④補助対象経費の支払を証する書類
⑤写真その他補助事業の実施状況が分かる書類
⑥子どもの利用者の保護者及び地域の代表者からの意見が分かる書類 （任意様式）

10 補助金の支払

補助金の支払は原則として、「9. 実績報告書」の提出を終えた後となります。
なお、申請時に「前払い希望」と記載いただいた団体は前払い可能です。

11 補助金の交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。

- 補助事業を中止したとき。
- 虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 補助金を他の用途に使用したとき
- 要綱の規定に違反したとき

12 情報提供

補助事業に関する情報提供のため、資料の提供をお願いすることがありますので、その際には、ご協力をお願いします。

【問い合わせ・申込先】

各務原市健康福祉部子育て応援課

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

電話：058-383-1555（直通）